

# 大会基本規程

釣大会について、以下を基本規程として定める。変更は定例総会の議決を要するものとする。

## 第一章【総則】

- 第一条 正式名称を「全日本青魚トーナメント」(以下、大会)と称し、アオウオの釣技向上と発展を目的として、小岩FFC主催で毎年2回、開催する。(回数表記は2014年春を第一回として起算する。)
- 第二条 実行委員長は小岩FFC会長とし、**大会事務局**が運営にあたる。  
運営詳細手順は当規程に従い、**大会事務局**が決定し、会長の事前承認の上告知する。
- 第三条 事務局は、運営上の必要により会員の役務提供を要請できるものとする。
- 第四条 大会期間中のトラブル・事故などは当事者個人が責任を負い対処すること。
- 第五条 参加費は会員・一般とも一律5000円とし、期日迄に所定の方法で事務局に支払う。
- 第六条 徴収した参加費は大会予算として事務局が管理、すべて賞品・トロフィー及び表彰式等の運営経費に充当し、過不足は会計役員の承認の上、年度会計で調整する。

## 第二章【参加資格】

- 第一条 会員は原則として全員参加とする。また、会員は一般参加者を積極的に募り、釣友・他クラブとの親睦・情報交換と釣技の向上に努める。
- 第二条 一般参加者は、所属等を問わず、次の2条件を満たす個人とする。  
(1) 会員の紹介があり、マナーを守れる18才以上の社会人であること。  
(2) 指定期日までに、紹介会員を通じて参加申込を行い、大会参加費を支払ったもの。
- 第三条 紹介した会員は参加者に対し参加費の徴収・ルールへの遵守・連絡に責任を持つこと。
- 第四条 当会の会則および会の主旨に鑑み、参加者の資質ないし行動に問題があると会が認めた場合は、参加拒否または途中除名できる。(なお、参加費は全額を返還する。)

## 第三章【開催期間】

- 第一条 年2回、以下の期間を定め、実施する。  
(1) 春期大会は3月の「春分の日」の前の土曜日より、6月の最終日曜日までとする。  
(春分の日が土曜日の場合はその日を開始日とする。また、ソウギョに関しては利根川水系の禁漁期間(5/20~7/19)を遵守の上、運用する)  
(2) 秋期大会は9月の「第一土曜日」より、「11月の文化の日の翌日曜日」までとする。

第二条 開始日の午前0時より、最終日の午後12時までを会期とする。

第三条 会期最終日の午後2時より、大会事務局で定めた場所にて審査と表彰を行う。

#### 第四章【競技方法】

第一条 対象河川は日本全国とし、鯉は江戸川全域の堤防内とする。

第二条 部門は「青魚」・「草魚」・「江戸川鯉」とする。

第三条 「全長」を競うものとし、青魚は100cm以上、鯉は80cmを入賞基準とする。

第四条 釣法は「竿を用いた餌釣り」とし、竿数は6本以内とする。

第五条 キャッチ&リリースと参加者の相互信頼を前提とした「自己申告方式」とする。

第六条 釣果申告は必要事項を事務局に電話またはメールにて報告する。

必要事項とは、魚種・全長・日時・場所・エサとする。

#### 第五章【検量・記録】

第一条 大会期間中の釣果申告には原則として大会参加者、当会会員及び友好団体会員の現認を必要とする。

第二条 現認者のいない場合は、魚にスケールをあてがい目盛りがよみとれる写真を事務局にメール送付または提出する。(但し、現像が間に合わない場合は後日提出も可。)

第三条 魚体の検量には、「JIS規格の工事撮影用アルミスケール」を使用する。

第四条 魚には所定のシートを敷くこと。

第五条 原則として、頭を左に置くこと。

第六条 測定方法は下記の要領で測定した「全長」とする。(センチ単位とする)

1. 魚を水平面に置く。
2. スケールを魚体の腹部に軽く当てる。(直接魚体にあてがわない。)
3. 尾鰭を自然な状態に広げる。
4. 吻端より尾鰭末端までを計る。(上下の両尾鰭末端を結ぶ線との直交点で計測)

第七条 測定、撮影にあたっては魚体の保護に努め、測定後は特殊な事情のある場合を除いて、すみやかにリリースする。

#### 第六章【審査・表彰】

第一条 青魚は上位3者まで、草魚、鯉は最大魚を釣り上げた者を入賞とする。

第二条 全長が同一の場合は釣り上げた日時の早い釣り人を上位とする

第三条 複数部門に入賞できるが、同一部門内の同じ釣り人による重賞はみとめない。

第四条 日本記録更新や黒連等、特筆すべき釣果には、討議の上、特別賞を贈呈する。

第五条 大会結果内容や写真は、釣り雑誌等に発表することがある。

## 第七章【賞品】

第一条 優勝者にトロフィー・賞状・副賞、参加者全員に参加賞。(ただし、内容は変更する場合あり。)

第二条 賞品調達については、全体予算にもとづき事務局にて行う。

第三条 当大会の主旨から、あくまでトロフィーという名誉を競うものとし、過剰な競争や不正防止の観点から、副賞は金銭あるいは華美なものとはしない。

### 改定履歴

\* 「全日本青魚トーナメント」大会基本規定 2015. 3. 1 総会にて承認・制定。

\* 第一章 第二条 2016. 2. 27 総会にて改定。

『企画運営役員が事務局として運営にあたる。』を『大会事務局が運営にあたる。』に改定。

『企画運営が決定し』を『大会事務局が決定し』に改定。

\* 第三章 第一条 2016. 2. 27 総会にて改定。

『秋期大会は9月の「秋分の日」の前の土曜日」より、約2ヶ月後の日曜日までとする。』を

『秋期大会は9月の「第一土曜日」より、「11月の文化の日」の翌日曜日」までとする。』に全文差替え。

\* 第三章 第三条 2016. 2. 27 総会にて改定。

『江戸川河川敷に定める場所』を『大会事務局で定めた場所』に改定。

\* 第五章 第一条 2016. 2. 27 総会にて改定。

『大会参加者の現認を』を『大会参加者、当会会員または友好団体会員の現認を』に改定。